

令和2年度財政援助団体等監査の結果（令和3年3月30日付け）に対する措置

令和4年8月29日現在

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p><u>契約事務について</u>（水と緑の部 公園緑地課）</p> <p>公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団（以下「財団」という。）の業務委託契約について、財団の財務会計規程では、指名競争入札または随意契約の方法によると規定されており、随意契約の手順書として、業務委託等随意契約実施要領（以下「要領」という。）等を制定している。</p> <p>しかしながら、現状は競争入札を実施しておらず、全ての委託契約は随意契約により締結されており、その契約事務においても、複数者の選定や予定価格の設定がなされていないなど、要領に反する事例が散見された。</p> <p>そのため、財務会計規程や要領等を順守するとともに、競争性及び効率性を発揮できるよう運用、要領の両面の見直しを検討し、適切な契約事務を行われたい。</p>	<p>市は、市川市花と緑のまちづくり財団に対し、財務会計規程や要領等を順守の上、適切に委託契約事務を行うよう指導した。</p> <p>市川市花と緑のまちづくり財団では、委託契約については財務会計規程、業務委託等随意契約実施要領、及び随意契約ガイドラインに基づき、随意契約の場合には原則2者以上から見積りを徴取することとし、また、事務局長が予定価格を設定するよう事務を改めた。</p> <p style="text-align: right;">（市長から通知のあった日：令和4年8月26日）</p>

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p><u>会計経理事務について</u>（水と緑の部 公園緑地課）</p> <p>公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団（以下「財団」という。）の会計経理事務については、前回（平成26年度）の監査において、発注者と出納員両面の任を受ける事務局長が適切に決裁や確認を行い、内部牽制機能を強化するよう指摘した。</p> <p>しかしながら、今回の監査においても、現金収納時や、物品等の発注前、納品時、支払前等での事務局長による決裁は行われておらず、現金預金の残高照合における承認行為の記録も存在しなかった。</p> <p>また、財団の財務会計規程に反する事例として、支出伝票及び収入伝票の未使用（同規程第8条第2項に反する。以下同じ。）、収納金銭の銀行預入れの未実施（第19条）、例外的に認める現金支払いの常態化（第21条）、物品台帳の未整備（第29条）、毎月末に作成する試算表の理事長報告の未実施（第34条）などが散見された。</p> <p>このように、会計経理事務の内部牽制は健全に機能しておらず、事故や不祥事等の発生リスクが高い状態であることから、財務会計規程を順守することはもちろん、事務局長が中心となって事務全般を見直すことにより、適切な会計経理事務を行われたい。</p>	<p>市は、市川市花と緑のまちづくり財団に対し、事務全般を見直し、内部牽制機能を強化の上、適切に会計経理事務を行うよう指導した。</p> <p>市川市花と緑のまちづくり財団では、財務会計規程に基づき以下のとおり事務改善を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 物品等の購入の際には契約時に支出負担行為書、請求後速やかに支出命令書を作成し事務局長の決裁を受けるように事務を改めた。現金預金の照合については、現金は月2回（15日、月末）台帳と照合して事務局長の決裁をとることとし、預金は月末に試算表と通帳残高を照合した上で、理事長の決裁をとるよう事務を改めた。</li> <li>2 財務会計規程に反する事例として指摘を受けた入金伝票及び出金伝票の未使用の件については、実態に合わせて財務会計規程を改正し振替伝票を使用することとした。例外的に認める現金支払いの常態化の件について、購入頻度の高い購入先に対しては口座振替で支払うよう改め、物品台帳を整備するとともに、その他収納金銭の銀行預入れの未実施など財務会計規程に反する事例についても事務全般を見直し、規程が実態に合わないものについては財務会計規程を改正して会計経理事務の措置を行った。</li> </ol> <p style="text-align: right;">（市長から通知のあった日：令和4年8月26日）</p>